

令和5年第6回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年6月30日(金) 13時35分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	2番 中 園 真 一
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第6回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、2番委員より欠席届が提出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしということでございましたので、本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 97 件、中間管理権の設定 26 件の合計 126 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 18 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 9 筆、面積 14,574 ㎡。利用権設定 97 件、筆数 159 筆、面積 241,187 ㎡。中間管理権設定 26 件、筆数 30 筆、面積 72,957 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい。事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 17 番委員。
17 番委員	はい。2 号 1 番でございます。現地調査の方を福山でございますので 19 番委員にいただき、6 月 25 日に報告を受けたところでございます。申請地は大廻地区公民館の南に位置し、現況は果樹園である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	同じく国分 2 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 2 番を報告させていただきます。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に溝辺 3 を 1 番委員。
1 番委員	2 号 3 番。申請地は宮川内公民館の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 4 を 3 番委員。
3 番委員	2 号 4 番を報告いたします。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。なお、共有物分割予約の協議書が添付されています。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 5 を 14 番委員。
14 番委員	2 号 5 番について報告をいたします。申請地は論地地区自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 6 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 6 番について報告いたします。申請地は川津原部落公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。起農計画書が添付されています。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 7 を 2 番に代わり 6 番委員。
6 番委員	2 番の代読をさせていただきます。 2 号 7 番を報告いたします。申請地は永水小学校の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。親族関係の贈与であります。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 8、9 を 5 番委員。
5 番委員	2 号 8 番を報告します。申請地は小田中央公民館の南に位置し、現況は田である。申請地の※※は譲受人が利用権設定をされていました。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕

	<p>作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>続きまして 2 号 9 番を報告します。申請地は隼人体育館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 10、11 を 7 番委員。
7 番委員	<p>2 号 10 番について報告をいたします。申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりますので、現地調査を 18 番委員にさせていただきました。申請地は国分中学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。起農計画書が添付されており、自家用の柑橘類を栽培される予定です。畑もきれいに整備されていたということです。</p> <p>2 号 11 番を報告します。これも申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりましたので、現地調査を 14 番委員にさせていただきました。申請地は崎森地区公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山 12 を 15 番委員。
15 番委員	2 号 12 番を報告します。現地調査は 19 番委員にしてもらいました。申請地は牧野中公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見やご質疑等ございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 5 件と用途区分変更 1 件の計 6 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分 1、2 を 8 番委員。</p>
--------	--

8 番委員	<p>国分 1 と国分 2 を続けて報告します。</p> <p>国分 1 番。申出地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて、国分 2 番。申出地は国分北小学校の北に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅 2 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 3 と隼人 4 を 9 番委員。
9 番委員	<p>3 号 3 番、4 番続けて報告をいたします。</p> <p>3 号 3 番。申出地は有下公民館の東に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅 3 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3 号 4 番。申出地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅 6 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人 5 を 7 番委員。
7 番委員	3 号 5 番について報告いたします。申出地は朝日公民館の西に位置し、現況は畑である。除外目的は事務所 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 6 を 10 番委員。
10 番委員	3 号 6 番を報告いたします。申出地は上野公民館の北東に位置しており、現況は農産物加工販売所、駐車場である。なお、平成 21 年 7 月頃に農産物加工販売施設を建設してしまったということで始末書が提出されております。用途区分変更目的は農産物加工販売所 1 棟、駐車場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 5 件と用途区分変更 1 件の計 6 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、霧島1を8番委員。
8番委員	4号1番を報告します。申請地は霧島保健福祉センターの北に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年頃建築してしまったという経緯書が添付をされております。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅の宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の417㎡を一体利用するもので、全体計画面積は744㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園2を16番委員。
16番委員	4号2番を報告いたします。申請地は中津川地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3を7番委員。
7番委員	4号3番について報告をいたします。申請地は日当山中学校の南東に位置し、現況は建築済である。なお、昭和42年10月頃に建築してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものでありますが、既に実行済であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われま。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺1を8番委員。
8番委員	5号1番を報告します。申請地は中園公民館の北西に位置し、現況は一部造成済である。なお、令和5年1月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地

	<p>の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 2 と隼人 3 を 9 番委員
9 番委員	<p>5 号 2 番、3 番続けて報告をいたします。5 号 2 番。申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5 号 3 番。申請地は隼人塚資料館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 18 区画と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地、雑種地の 361.77 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 5,875.77 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 4 から 6 までを 4 番委員。
4 番委員	<p>5 号 4 番から 6 番を続けて報告いたします。</p> <p>まず、5 号 4 番。申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は資材置場である。なお、令和元年に資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 5 番を報告いたします。申請地は市営西山下団地の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 6 番を報告いたします。申請地は霧島市公設地方卸売市場の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 7 を 13 番委員。
13 番委員	<p>5 号 7 番について報告をいたします。申請地は上野原浄水場の南東に位置し、現況は駐車場である。なお、平成 24 年 8 月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>

議長（会長）	同じく国分 8 を 17 番委員。
17 番委員	5 号 8 番。申請地は萩之元公民館の北東に位置しており、現況は既に造成済であります。なお、令和 5 年 1 月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は木材集積所、車両置場を建設するものであり、既に実行済でございます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 9 を 3 番委員。
3 番委員	5 号 9 番を報告いたします。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅、車庫それぞれ 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 10 を 11 番委員。
11 番委員	5 号 10 番について報告します。申請地は万膳小学校の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林、物置 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われれます。以上報告をいたします。
議長（会長）	次に、霧島 11 を 2 番に代わり 6 番委員。
6 番委員	2 番委員の代読をいたします。 5 号 11 番。申請地は泉水公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は木材集積所と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 7 月 5 日から令和 5 年 12 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ還元する計画のため妥当であると思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、隼人 12 から 17 までを 5 番委員。
5 番委員	12 番から 17 番まで続けて報告します。 5 号 12 番を報告します。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸研修所 1 棟、車庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 13 番を報告します。申請地は隼人小浜地区公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 8 棟、通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地の 452.63 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 2,909.63 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 14 番を報告します。申請地は霧島市隼人人権啓発センターの北東に位置し、

	<p>現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲9区画、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号15番を報告します。申請地は富隈地区公民館の北西に位置し、現況はで畑ある。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号16番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況はで畑ある。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号17番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況は造成済である。なお、事業計画変更同時申請です。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地雑種地の3.33㎡を一体利用するもので、全体計画面積は384.33㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人18、19を7番委員。
7番委員	<p>5号18番について報告をいたします。申請地は市営川原団地の南に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳に造成してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の190.79㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は638.79㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号19番について報告いたします。申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、福山20を19番に代わり7番委員。
7番委員	5号20番について代理報告をいたします。申請地は福山高等学校の北に位置し、現況は一部山林である。なお、年月日不詳に一部山林にしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものでありますが、一部実行済であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。

議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、7 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 隼人 1 を 5 番委員。
5 番委員	6 号 1 番を報告します。申請地は市営稻荷団地の東に位置しており、現況は造成済である。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲に農地はないため特に問題はないものと思われる。家庭用排水は公共下水道に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。 以上で、令和 5 年第 6 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。 次に、その他はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 6 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14 時 30 分